

日豪EPA／FTA交渉に対する意見書

平成19年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉において、オーストラリア政府は農産物も含めた関税撤廃を強く主張するとみられています。オーストラリア政府の要求どおり農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、牛肉、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で大きな打撃を受け、関連産業や地域経済への影響が懸念されるところです。

また、食料自給率が30%台に低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになる上、農業生産条件が不安定であるオーストラリアに安易に依存することは、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

よって国におかれては、日本農業の健全化を図るため、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

- 1 日豪EPA／FTA交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するよう働きかけること。
- 2 農産物の貿易交渉に当たっては、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月22日

上田市議会議長 土 屋 陽 一